

国民年金、こんなときは届け出が必要です 問市民課国民年金係 ☎ 6753

次のことがあった場合、必ず届け出ましょう。

| こんなとき | どうする | 届け出先 | 持ち物 |
|---------------------------|-------------------------------|---|---------------------------|
| 20歳になった | 国民年金に加入の手続きをする | 第1号被保険者 →市役所 第3号被保険者 →配偶者の勤務先 | 印鑑 |
| 結婚や退職などで配偶者の扶養になった | 第3号被保険者への種別変更の手続きをする | 配偶者の勤務先 | 配偶者の勤務先に問い合わせ |
| 配偶者の扶養からはずれた | 第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更の手続きをする | 市役所 | 印鑑、資格喪失証明書 |
| 配偶者が会社を変わった | 引き続き第3号被保険者となる手続きをする | 配偶者の新しい勤務先 | 配偶者の勤務先に問い合わせ |
| 転入・転出した | 住所変更の届け出をする | 異動先の市町村役場 | 年金手帳、印鑑 |
| 海外に居住する | 任意加入の手続きをする 国民年金をやめる手続きをする | 市役所 | 銀行届出印、通帳、年金手帳 |
| 年金の受給資格が足りない、年金額を満額に近づけたい | 60歳～65歳未満のかたは任意加入の手続きをする | 市役所 | 銀行届出印、通帳、年金手帳 |
| 年金手帳をなくした | 再交付の手続きをする | 第1号被保険者 →市役所 第2号被保険者 →勤務先 第3号被保険者 →配偶者の勤務先 | 印鑑、本人確認できるもの 勤務先に問い合わせ |

被保険者区分 ▶ 第1号：自営業者、学生、無職のかたなど ▶ 第2号：会社員や公務員など厚生年金・共済年金の加入者 ▶ 第3号：会社員や公務員の妻など第2号被保険者の被扶養配偶者

4月から国民年金の保険料が変更になります

平成25年度国民年金保険料は、月額15,040円となります（24年度より60円増）。

平成25年度学生納付特例の申請を受け付けます

保険料の納付が困難な20歳以上の学生のかたが、在学中の保険料を後払いできる制度です。申請は毎年必要です。

申請期間
4月1日(月)～平成26年4月末日
※24年度の申請は4月30日(火)まで。

▶引き続き申請するかた
3月下旬から4月初旬までに日本年金機構から送付されたはがきに必要事項を記入の上、郵送で提出

▶初めて申請するかた
ところ 市民課国民年金係または十和田湖支所

持ち物 年金手帳、認印、在学証明書または学生証の写し
※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認できるもの（運転免許証など）や委任状が必要です。

国民健康保険にご加入のかた
こんなときは市役所に届け出が必要です 問国民健康保険課国保給付係 ☎ 6750

次のことがあった場合、必ず14日以内に届け出ましょう。

| こんなとき | 持ち物 |
|---|--|
| 喪失手続き 就職や転職で職場の健康保険に加入した（職場の健康保険の被扶養者になった） | ①国民健康保険被保険者証 ②資格取得証明書または職場の健康保険被保険者証（保険加入の月日が分かるもの） |
| 他市町村に転出する | 国民健康保険被保険者証 |
| 学生用の国民健康保険被保険者証を持つかたが卒業、または就職により職場の健康保険に加入した | ①国民健康保険被保険者証 ②卒業証書の写しまたは卒業証明書 ③資格取得証明書または職場の健康保険被保険者証（保険加入の月日が分かるもの） |
| 加入手続き 転職や退職により職場の健康保険をやめた（職場の健康保険の被扶養者からはずれた） | ①資格喪失証明書 ②母子健康手帳（妊娠されているかた） |
| 65歳未満のかたで定年退職を迎えた | ①資格喪失証明書 ②年金証書（年金受給権のあるかた） |
| 他市町村から転入してきた | 他市町村の転出証明書 |
| 国保の資格のあるかたで、修学のため他の市町村に転出する | ①印鑑 ②国民健康保険被保険者証 ③学校で発行する在学証明書（平成25年4月以降の在学証明書） |
| その他 転居した▶世帯主や氏名が変わった▶世帯を分けたり一緒にした | 国民健康保険被保険者証 |
| 保険証をなくしたり、破損してしまった | ①本人確認できるもの（運転免許証など） ②印鑑 |

転出・転入・転居などの手続きはお済みですか 問市民課住民記録係 ☎ 6755

毎年4月は、入学や就職、転勤などによる住所の異動が多くなります。異動があったかたは、転出・転入・転居届の手続きをしてください。本人および同じ世帯以外のかたが手続きをするときは、委任状が必要です。また、同じ住所で別世帯の親族や別住所の親族のかたも委任状が必要です。

| ◆転出するかた◆ | ◆転入するかた◆ | ◆転居するかた◆ |
|---|---|---|
| ▶転出予定のおおむね2週間前から手続きができます。 ▶転出手続き後、無料で転出証明書を発行します。 ▶転出先では転入した日から14日以内に転入の手続きをしてください。 ▶印鑑登録証は、転出予定日の前日まで有効ですが、転出予定日以降は使用できません。 ※住民基本台帳カードによる転出は転出証明書が発行されません。 | 本市に転入後、前住所地で発行された転出証明書を持参し、転入した日から14日以内に転入の手続きをしてください。国民健康保険などに加入が必要なかたは、その旨を申し出てください。 ※住民基本台帳カードによる転入は、転出証明書が発行されませんので不要です。 | 転居後、14日以内に手続きをしてください。 次の資格証などをお持ちのかたは持参してください。 ▶国民健康保険被保険者証 ▶国民健康保険高齢者受給証または後期高齢者医療被保険者証 ▶介護保険被保険者証 ▶住民基本台帳カード ※印鑑登録の住所は、転居手続き後、自動的に変更されます。 |

- 各種異動書および戸籍・住民票の請求時には、本人確認を行っています
- ▶1種類で確認できるの
▷運転免許証▷パスポート、顔写真付き住民基本台帳カード▷身体障害者手帳▷愛護手帳など官公庁が発行した顔写真付きの身分証明書など
- ▶2種類以上で確認できるの
▷健康保険被保険者証▷各種年金手帳▷介護保険被保険者証など
- ※本人以外のかたが手続きをするとき委任状が必要な場合があります。



下水道の使用区域が広がりました 問管理課業務係 ☎ 4515

次の区域にお住まいのかたは、下水道の使用が可能となりました。お早めに接続工事をお願いします。なお、接続工事は市の指定を受けた排水設備工事業者しか行えません。

- ◆新たな供用開始区域◆
- 東十六番町
 - 東二十四番町
 - 元町西四丁目
 - 一本木沢一丁目
 - 一本木沢二丁目
 - 三本木字牛泊
 - 三本木字上平
 - 三本木字里ノ沢
 - 三本木字西金崎
 - 三本木字稻吉
 - 三本木字東小稲
 - 赤沼字下平
- ※それぞれ一部の区域です

